

令和7年4月1日時点で

盛土規制法

第21条、第40条

工事中の盛土等は届出が必要です

既に工事等に「着手」し、令和7年4月1日以降も工事中の盛土等は、

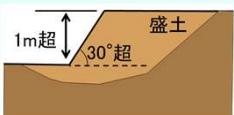
令和7年4月1日から21日以内（令和7年4月22日まで）
に盛土等に関する**届出の提出が必要です。****「着手」とは？**工事現場において設計図書と照合して行う、
最初の土地の形質変更（根切り工事、くい打ち工事等）
又は土石の堆積を行うことを言います

届出が必要となる盛土等の例と規模

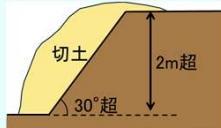
- 例) 土地（森林・農地を含む）を造成するための盛土・切土
- 例) 土石の堆積（一時的な堆積）
- 例) 旧宅地造成工事規制区域外で行っている宅地造成等

【土地の形質の変更（盛土・切土）】

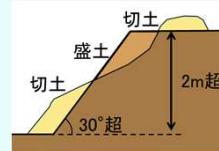
①高さが1m超の崖を生ずる盛土



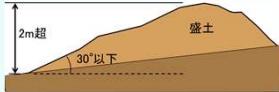
②高さが2m超の崖を生ずる切土



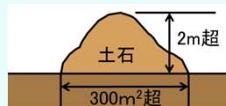
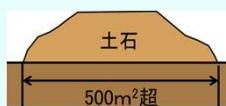
③盛土と切土を同時にい、高さが2m超の崖を生ずるもの（①、②を除く）



④高さが2m超となる盛土（①、③を除く）

⑤盛土又は切土をする土地の面積が500m²超となるもの（①～④を除く）

【土石の堆積】

①最大時に堆積する高さが2m超かつ面積が300m²超となるもの②最大時に堆積する面積が500m²超となるもの

※他法令で許可を受けた盛土等も届出が必要な場合があります。

※届出後、工事の内容が変わる場合は、盛土規制法の許可が必要になります。

問合せ先

盛土規制法の届出・各種申請・許認可について 県土整備局 河川下水道部 砂防課 厚木南駐在事務所

046-223-1711

盛土規制法・県土砂条例について

県土整備局 河川下水道部 砂防課

045-210-6511

開発許可によるみなし許可について

県土整備局 建築住宅部 建築指導課

045-210-6248

最新の情報は砂防課ホームページでお知らせしますのでご確認ください。
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jy2/morido/moridounyou.html>

【砂防課HP】

届出等の受付窓口は砂防課ホームページでお知らせしています。

届出書に添付する書類

※ 届出書は、砂防課ホームページからダウンロードしてください。

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
位置図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 道路及び目標となる地物 	1/10,000以上	
地形図	<ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 	1/2,500以上	地形図の等高線は、2mの標高差を示すものとしてください。
土地の平面図	【土地の形質変更】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 盛土又は切土をする土地の部分 ・ 崖の位置 ・ 擁壁の位置 ・ 崖面崩壊防止施設の位置 ・ 排水施設の位置 ・ 地すべり抑止杭又はグラウンドアンカーその他の土留の位置 	1/2,500以上	写真を添付する場合は、写真を撮った地点及び方向を矢印で書き込んでください。
	【土石の堆積】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 縮尺 ・ 方位 ・ 土地の境界線 ・ 作業構台等の位置 ・ 空地の位置 ・ 柵等の位置 ・ 側溝等の位置 ・ 鋼矢板等の位置 	1/500以上	土地の形質変更で、植栽、芝張り等の措置を行う必要がない場合は、その旨を付記してください。
写真	<p>※一定の規模を超える工事の場合に、上記に追加して添付してください。</p> <p>盛土又は切土をしている土地、もしくは一時堆積を行っている土地及びその付近の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 盛土又は切土もしくは土石の堆積の高さ ・ 区域付近の状況（人家等保全対象との距離、道路や河川との位置関係） 	<p>※写真の添付が必要となる一定の規模を超える工事</p> <p>【土地の形質変更】</p> <p>① 盛土をした土地の部分に高さが2mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>② 切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>③ 同時にする盛土及び切土をした土地の部分に高さが5mを超える崖を生ずることとなるもの</p> <p>④ ①又は③に該当しない盛土であって、高さが5mを超えるもの</p> <p>⑤ ①～④のいずれにも該当しない盛土又は切土で、盛土又は切土をする土地の面積が3,000m²を超えるもの</p> <p>【土石の堆積】</p> <p>⑥ 高さが5mを超える土石の堆積でその面積が1,500m²を超えるもの</p> <p>⑦ ⑥に該当しない土石の堆積でその面積が3,000m²を超えるもの</p>	